

令和元年 第12回

教育委員会臨時会会議録

とき 令和元年10月29日

品川区教育委員会

令和元年第12回教育委員会臨時会

日 時 令和元年10月29日(火) 開会：午後2時
閉会：午後3時40分

場 所 教育委員室

出席委員 教 育 長 中島 豊
教育長職務代理者 菅谷 正美
委 員 富尾 則子
委 員 海沼 マリ子
委 員 塚田 成四郎

出席理事者 教 育 次 長 本城 善之
庶 務 課 長 有馬 勝
学校施設担当課長 若生 純一
学 務 課 長 篠田 英夫
指 導 課 長 工藤 和志
教育総合支援センター長 大関 浩仁
品川図書館長 横山 莉美子
教職員人事係長 鈴木 成春
統括指導主事 丸谷 大輔
指 導 主 事 齊藤 隆光

事務局職員 庶 務 係 長 小林 則雄
書 記 亀田 万恵
書 記 中嶋 康二

傍聴人数 1名

そ の 他 品川区教育委員会会議規則第14条の規定に基づき、会議の一部を
非公開とした。

次第

- 報告事項 1 教育委員の任命同意について
協議事項 委員の議席について
第55号議案 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則について
第56号議案 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則について
第57号議案 幼稚園教育職員の任免等について（産育休代替・任用）
第58号議案 幼稚園教育職員の任免等について（休職・更新）
報告事項 2 事務局職員の任免等について
報告事項 3 事務局職員の任免等について
報告事項 4 都費教職員の任免等について（休職）
報告事項 5 令和元年特別区および東京都人事委員会勧告について
報告事項 6 令和元年度 各種学力調査の結果について
報告事項 7 区立学校における台風19号への対応状況について
報告事項 8 区立図書館における台風19号への対応状況について
報告事項 9 改修工事および特別整理に伴う八潮図書館の休館について

令和元年第12回教育委員会臨時会

令和元年10月29日

【教育長】 ただいまから令和元年第12回教育委員会臨時会を開会いたします。

本日の署名委員には、富尾委員、塚田委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

本日は傍聴の方がおられますので、お知らせいたします。

まず、本日の会議の持ち方についてですが、日程第3、第57号議案 幼稚園教育職員の任免等について（産育休代替・任用）、日程第3、第58号議案 幼稚園教育職員の任免等について（休職・更新）、日程第4、報告事項2 事務局職員の任免等について、日程第4、報告事項3 事務局職員の任免等について、日程第4、報告事項4 都費教職員の任免等について（休職）、以上の会議の持ち方についてお諮りしていきたいと思っております。

本件は人事に関する案件ですので、品川区教育委員会規則第14条の規定に基づきまして非公開の会議といたしたいと思っておりますが、ご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

【教育長】 異議なしと認めます。本件につきましては、すべての日程の終了後に審議することといたします。

それでは、本日の議題に入ります。

日程第1、報告事項1、教育委員の任命同意について説明をお願いいたします。

庶務課長。

【庶務課長】 それでは、資料1を一緒にご覧いただきたいと思っております。

富尾委員の任期が令和元年10月10日で満了することに伴い、令和元年9月20日開催の区議会本会議におきまして、区長より富尾委員の任命同意について区議会に諮り、同日可決されたところがございます。その後、区長より富尾委員へ10月11日付で教育委員任命の発令が行われました。

報告は以上でございます。

【教育長】 ただいま庶務課長より説明がありました。それでは、富尾委員から一言ご挨拶をいただきたいと思っております。

【富尾委員】 このたび、第2期目になりますが教育委員を引き続きやらせていただくことになりました。改めて気を引き締めて教育委員会にかかわらせていただきたいと思っております。また、どうぞよろしくお願いいたします。

【教育長】 よろしく申し上げます。ありがとうございました。

次に、日程第2 協議事項、委員の議席についての説明もお願いいたします。

庶務課長。

【庶務課長】 品川区教育委員会規則第6条で議員の議席は教育長が会議に諮り、これを定めると規定されております。したがって、本日は暫定的にこのように座っていただいておりますが、教育長より議席についてご審議をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

【教育長】 事務局より説明がありましたとおりで、品川区教育委員会規則第6条で委

員の議席は委員長が会議に諮りこれを定めると規定されておりますので、お諮りいたしたいと思えます。

教育委員の就退任に伴う委員の議席について、富尾委員は再任でありますので引き続き3番席とし、その他の委員の皆様につきましても従来と変わりなく、菅谷教育長職務代理者を2番席、海沼委員を4番席、塚田委員を5番席とすることでいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 異議なしと認めましてそのように決定し、次回以降の教育委員会も引き続きこちらの議席でお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、日程第3、第55号議案に移ります。地方公務員法および地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則について、日程第3、第56号議案 青年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則について、以上を一括して説明をお願いいたします。

指導課長。

【指導課長】 はい。それでは、日程第3、第55号議案 地方公務員法および地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則について、第56号議案 青年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則についてを説明させていただきます。

資料は資料3、資料4を合わせたものを作成させていただいております。また、1枚目、表面・裏面とございますけれども、こちらを使って説明させていただきます。

こちらは、地方公務員法等の改正に伴いまして、教育職員に係る勤務時間および給与関係規則の改正についてのものでございます。本案件につきましては、令和元年8月20日の教育委員会におきまして議案提出をし、その後、品川区議会第3回定例会において可決、令和元年10月24日に公布された地方公務員法および地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例と、青年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例に伴い、整備すべき規則を改正するものでございます。

初めに、資料の1、規則改正の背景についてご説明いたします。

令和2年4月1日に施行される改正地方公務員法により、妊娠出産等に係る欠員が生じた場合に加え、病気休暇や介護休暇などそれ以外の事由による欠員が生じた場合についても臨時的任用が可能となることから、幼稚園教育職員および学校教育職員、いわゆる区固有教員を臨時的に任用する場合の勤務時間や給与等について条件整備を行うものでございます。

また、青年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の一部施行により、令和元年12月14日より地方公務員の欠格条項から青年被後見人および非補佐人が削除されることに伴いまして、幼稚園教育職員および学校教育職員の給与関係規則において関連する規定を整備するものでございます。

このたび、地公法および自治法改正にかかわるものとして、関係する法律に関しましては幼稚園教育職員の勤務時間・休日休暇等に関する条例施行規則、幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則、学校教育職員の勤務時間、休日・休暇等に関する条例施行規則、

学校教育職員の給与に関する条例施行規則の4規則でございます。また、青年被後見人等の欠格条項に関わるものとしては、品川区教育委員会非常勤職員規則、幼稚園教育職員の期末手当に関する規則、幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則、学校教育職員の期末手当に関する規則、学校教育職員の勤勉手当に関する規則の5規則、合わせて9つの規則を改正することとなっております。

それでは、資料の2でございます。地方公務員法および地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則についての内容についてご説明いたします。

整備規則第1条、幼稚園教育職員の勤務時間、休日・休暇等に関する条例施行規則の一部改正におきまして、会計年度任用職員から常勤の職員に引き続いて任用された際の年次有給休暇の付与について定め、同じく会計年度任用職員から常勤の職員に引き続き任用されると同時に育児短時間勤務をする者の年次有給休暇の付与についての規定を定めてございます。また、臨時的任用職員の年次有給休暇の繰越についての規定を定めたものでございます。

続きまして整備規則第2条、幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部改正におきまして、臨時的に任用された職員が病気休暇を承認されて勤務しないときに給与の減額を行う旨を規定したもの、これを削除しておるところでございます。

続いて整備規則の第3条、学校教育職員の勤務時間、休日・休暇等に関する条例施行規則の一部改正において、こちらは整備規則第1条と同様、会計年度任用職員から常勤の職員に引き続いて任用された際の年次有給休暇の扱いや臨時的任用職員の年次有給休暇の繰越についての規定を定めているものでございます。

また、整備規則第4条、学校教育職員の給与に関する条例施行規則の一部改正におきまして、こちらも整備規則第2条と同様に、臨時的に任用された職員の病気休暇取得時に給与の減額を行う旨の規定を削除しております。

資料は裏面をご覧くださいいただければと存じます。本規則の施行期日につきましては令和2年4月1日となっております。

続きまして、資料は3および4でございます。そのうち資料の後半の3、青年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の内容についてでございます。

整備規則は第1条から第5条までとなっております。いずれの規則につきましても青年被後見人等に該当するに至ったときはその職を失うとする規定を削除する旨、所要の改正を行うものとなっております。

尚、品川区教育委員会非常勤職員規則につきましては、これに合わせて文言の整理を行っているものでございます。

本規則の施行期日につきましては、令和元年12月14日となっております。

以上が、教育職員に係る勤務時間および給与関係の規則改正についての説明でございます。ご審議をよろしくお願いいたします。以上でございます。

【教育長】 説明が終わりました。質疑があればお願いいたします。

【塚田委員】 ちょっとよろしいですか。

【教育長】 どうぞ、塚田委員。

【塚田委員】 今日のこの青年被後見人の権利の制限に関する事なんですけれど、こ

それは前回もお話があったと思うんですが、実際、これは具体的にはどうなるんですか。個別具体的に検討するということになるんですか。

【教育長】 指導課長。

【指導課長】 今、ご指摘いただいたとおり、やはりその方がその職務に当たれるかどうかというのを個別具体的に検討することになったことから、欠格条項から除かれたということですよ。

【塚田委員】 そういうことなんですね。

【指導課長】 はい。

【塚田委員】 これは大変な法律でね。弁護士会もそうなんです。弁護士も欠格条項だったのが欠格条項にならない。じゃ、どうするのという話ですよ。個別具体的にやるんだと言っても、家庭裁判所が「この人はちょっと日常的におかしい」と言っている人を具体的にどうするのかな。これは条約を締結したために国内法を整備しなくちゃいけないらしいんですよ。条約から来ているらしい。個別具体的にやるということですよ。それは教育委員会が判断するんですよ。

【指導課長】 今の部分につきましては、地方公務員法の改正があったためにおりてきた改正でございますので、実際に例えば教育職員に任用される場合であれば、その採用選考等に従ってきちんと考えるということになるかと思えます。

【塚田委員】 教員になっているんだけど途中でなっちゃった人はどうするんですか。

【指導課長】 その場合は、現在は失職するところがなくなくなってございますので、あくまでも、いわゆる幼稚園教育職員あるいは学校教育職員として、その方が職務を遂行していけるかどうかという観点で検討することになるかと思えます。

【塚田委員】 それは最終的にどこで判断するんですか。

【教育長】 教育委員会が判断するということになりますかね。

【塚田委員】 そうなりそうですね。

【指導課長】 採用で、例えば区固有教員でいえば私も教育委員会になりますし、幼稚園教育職員であれば、その人事を司る特別区のところで検討することになるかと思えます。

【塚田委員】 お医者さんにもこういう規定があるんじゃないですか。全部カバーされているんだね。

【富尾委員】 全部そういうことにかかわってきているんでしょうね。

【塚田委員】 だから、これは大変な法律です。

【富尾委員】 そうですね。全部、個別具体的にということになると。

【塚田委員】 そういうことなんだけれどね。

【教育長】 各自治体によっては判断がぶれる可能性がありますね。

【塚田委員】 あと、保護者の反応とか、そういうのもあるんじゃないですか。

【教育長】 関係するいろいろな方々の問題もありますね。

【塚田委員】 わかりました。

【教育長】 済みません。今回は幼稚園の教育職員と学校教育職員、区の固有教員、それに係る内容として、ここでは説明をさせていただいているところではありますけれども、

ほかの委員の方、いかがですか。

よろしいでしょうか。さまざまな改正からおりてきているものではありませんけれども、具体的な話になると課題は大きくなりそうな感じがいたします。

【菅谷教育長職務代理者】 1点、よろしいでしょうか。

【教育長】 どうぞ、菅谷職務代理者。

【菅谷教育長職務代理者】 今の論議の話を聞いていて、ちょっと腑に落ちないというか僕がわからないのは、さっきの第56号議案の第1条についてのところの一番上に書いてありますけれども、小学校教育委員会非常勤職員規則の一部改正です。ということは、常勤職員のほうは範囲に入っていない、もう終わっている、どっちかなと思っているんですが、そのことだけ教えていただきたい。

【教育長】 これは、今の非常勤、会計年度職員ということになるのでしょうか。そこら辺の考え方をどう考えればよろしいでしょうか。事務局のほうで……、菅谷委員、実際にはどこのページを見ればいいですか。

【菅谷教育長職務代理者】 56号議案のところで、教育長のお名前のところに説明というか題が書いてある。

【教育長】 56号議案の第1条。

【菅谷教育長職務代理者】 お名前の中のところ、括弧書きの中に非常勤職員規則の一部改正となっておりますから、非常勤職員の規則に関するところのみなのか、それとも現実に常勤職員がいっぱいおりますので、そこまで該当していることなのか。さっきの塚田委員のお話だと、全てに該当するというような発想でお話をなさっていたので。

【教育長】 正規の教員等はどうなるんだというお尋ねということでよろしいでしょうか。

【菅谷教育長職務代理者】 弁護士さんとかお医者さんの中で非常勤というのは？

【塚田委員】 ほとんどいないです。

【菅谷教育長職務代理者】 ほとんどいない。資格の上ではないと思うんですね。

【教育長】 常勤については前回の説明になるんですか。

【菅谷教育長職務代理者】 常勤は前にやったんですかね。

【教育長】 常勤のほうは都のほうで整備されているということでしょうか。うちは区の職員にかかわる内容として、今回整備したのは幼稚園と学校教育職員というような固有教員ということなんでしょうけれども、その部分で整備されているという判断でいいんでしょうか。

ただ、幼稚園も学校教育職員も期末手当とか勤勉手当に関する内容として行うとは整備されていますけれども、そういったことは非常勤規則とは若干違うんですか。指導課長、どうですか。

【指導課長】 そもそもところでいきますと、地方公務員法が改正されて、欠格条項から青年被後見人または非補佐人がなくなっていることからの改正に当たりますので、そういった意味では、いわゆる正規の行政職員、地方公務員であってもそれ自体は欠格条項じゃないというところがもともと整備されたところになります。それに従って、今の説明で言えば、非常勤職員の規則にもそれが該当事項にございましたので、非常勤職員として勤務していながら青年被後見人等に認定されると失職するという規定があったものを削除

したという流れになります。そういった意味のお尋ねでいえば、正規職員に関しては地方公務員法がそのまま受容されるのであれば、それについてはやはり同様にということが言えると思います。

【教育長】 非常勤職員に関しては、やっぱりここで改めて定義しておかなくてはならないんだという考え方ですね。それと、うちでもって抱えている職員につきましてもこういった部分が必要なんですということで、どうでしょうか。

【菅谷教育長職務代理者】 もう前にやったのかな。

【教育長】 同じようなのが前にもありましたからね。

【菅谷教育長職務代理者】 前回ありましたかね。

【指導課長】 ちょっとわかりにくいところがあるでしょうか。

【教育長】 また、議案の規則のタイトルも非常に長いので、なかなか内容の理解が難しいところかなという感じがいたします。

委員の方、ほかにどうでしょうか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 それでは、こちらの議案につきましては、55号議案をまず採決いたしまして、その後に56号議案を採決するという形で進めていきたいと思っております。

それでは、採決に移ります。第55号議案 地方公務員法および地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則について、本件は原案どおり可決することにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 異議なしと認めまして本件は原案どおり可決することと決定いたします。

次に、第56号議案 青年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則について、本件は原案どおり可決することにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 異議なしと認め、本件も原案どおり可決することと決定いたします。

次にまいりましょう。日程第4、報告事項の令和元年特別区および東京都人事委員会勧告についての説明をお願いいたします。

指導課長。

【指導課長】 それでは、日程第4、報告事項の5 令和元年特別区および東京都人事委員会勧告について説明させていただきます。

なお、本件につきましては、特別区職員労働組合にて妥結後に常任委員会および臨時会で可決された場合に改定されるものでございます。本件の大部分は区の行政職員にかかわるものではございますが、このうち教育委員会に係るものとして幼稚園の教員および区固有教員がございまして報告させていただきます。

まずは、資料番号の1-10でございます。1枚表紙をおめくりいただきまして、ページ番号を下に打ってございます。1ページでございます。令和元年特別区人事委員会勧告につきましては、令和元年10月21日にございました。そのポイントでございますが、1ページ上部でございます。本年の勧告のポイントの部分でございます。

第1点目に、月例給につきましては民間を上回っているというところで、公民格差は月

例で2,235円、割合にしまして0.58%でございました。これを解消するために給料表の引き下げ改定を行うということが1つでございます。

第2点目に特別給でございますが、期末手当・勤勉手当については民間の賞与、いわゆるボーナスの支給月数を下回っているため、民間の支給状況を勘案し年間の支給月数を0.15月に引き上げて勤勉手当に割り振るというものでございます。

これら改定の結果、職員の平均した年間給与につきましては約2万2,000円の増額となるというところでございます。

続きまして、「II 改定の内容」でございますが、行政職員の給料表につきましては、原則給料表のすべての級およびすべての号級について給料月額を引き下げを行うというところでございます。ただし、初任給につきましては、人材確保の観点から給料月額を据え置きとするというものでございます。

続いて、2ページにお進みください。幼稚園教育職員を含むその他の給料表につきましては、行政職の給料表各自との均衡を考慮した改定を行うこととされてございます。また、再任用職員の給料月額については、再任用職員以外の職員の給料月額の改定に準じた改定となるというところでございます。特別給につきましては、先ほどご説明いたしました、年間の支給月数を0.15月引き上げるというものでございます。支給月数の引き上げ分につきましては、民間の状況等を勘案し、そのすべてを勤勉手当に割り振ることとされてございます。

なお、特別区人事委員会による月例給の引き下げ勧告につきましては、昨年度に引き続き2年連続、特別給の引き上げ勧告は6年連続となっております。これら2点の実施時期でございますが、給料表の改定につきましては給与水準の引き下げを伴う内容の改定であるため、さかのぼることなく改正条例の公布の日の属する月の翌月の初日、予定では令和元年12月1日から実施するというものでございます。

なお、平成31年4月からこの改定の実施日の前日までの期間に係る公民格差相当分につきましては、令和元年度中に支給される期末手当の額において所要の調整を実施するというところでございます。

続きまして、資料につきましては5ページをご覧ください。資料の5ページにつきましては、令和元年職員の給与等に関する報告および勧告の詳細版から抜粋したものでございます。また、その裏面、6ページ(3)でございますが、その他におきまして区費負担の学校教育職員の給与制度については、東京都の教育職員との均衡を考慮して改定等を行うことが適当であるという記載がございます。これは、同じ職場で働く同じ職層の給料については均衡を図るという意味合いでございます。

ここで、固有教員の月例給の給料表にかかわる東京都の人事委員会勧告について説明させていただきます。現在、区費負担の学校教育職員が所属しているのは特別区、東京の23区の中では品川区、杉並区、千代田区の3区となりますが、特別区人事委員会勧告の趣旨を踏まえ、東京都が定める教育職給料表と同内容の給料表を定めることとしてございます。

続いて、資料7ページでございます。こちらは東京都の令和元年の人事委員会勧告でございます。令和元年10月16日にございました。月例給につきましては民間給与をわずかに下回っており、公民格差が月例で47円、割合にて0.01%になります。本年度の公

民格差は現行の給料表の最低単位である100円に満たない極めて小さいものであり、公民の給与はほぼ均衡している状況にあることから、月例給の改定は見送るとさせていただきます。また、特別給につきましては、民間の支給状況を勘案し、年間の支給月数を0.05月引き上げ、4.65月とするものでございます。これにより、支給月数は特別区、東京都とも同様になることとなります。

昨年度に引き続き、特別区の勧告と東京都の勧告において月例給の公民格差に差異が生じております。これは、民間企業の実態を調査する際の調査対象が異なること、昨年4月に実施された特別区における人事給与制度の改正の影響によるものと考えられます。特に人事給与制度の改正につきましては、行政系の職級を8層制から6層制に改正し、課長級の統合と1、2級職の統合が行われました。結果、職員構成が変化し、新1級職と新2級職の高位号級者の割合が高くなったため、給料月額が各級の最高号級の金額を超えて差額を支給される職員、現給保証者と呼びますが、現給保証者が増えたことにより相対的に公民格差が生じたものとなってございました。

尚、昨年度につきましては、公民格差9,671円を解消するための月例給引き下げおよび特別給の0.1月引き上げという特別区の勧告実施を見送るという判断が特別区区長会でなされたところでございます。この理由としましては、引き下げ勧告となった原因が行政系の人事給与制度の抜本的な改正の過渡期に生じた一過性のゆがみが主な要因であること、また、国や他団体の給与水準との均衡を考慮したためでございました。今回の勧告にあたりましては、特例的な措置として比較対象から現給保証者を除外した上で公民格差を算出したと説明されているところでございます。

また、そのほか資料2は、2ページ下段から4ページにわたりましては特別区人事委員会の意見が、8ページ下段から10ページにわたっては東京都人事委員会の意見を記載させていただきましたので、こちらについてはご覧いただければと存じます。

説明は以上でございます。

【教育長】 説明が終わりました。質疑があればお願いいたします。

どうぞ、塚田委員。

【塚田委員】 そうですかという感じですね。確かに、民間事業所をどうやって選ぶかというので、大分状況が違うとは思うんです。

【教育長】 対象によって変わってまいりますもんね。去年、ちょっとすったもんだしましたね。伝統的な部分でね。結果的には民間所得としては若干の増という形になるわけですね。

特に質問はございませんでしょうか。

それでは、令和元年特別区および東京都人事委員会勧告につきましては、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では、本件は了承いたします。

次は日程第4、報告事項の6です。令和元年度各種各力調査の結果についての説明をお願いいたします。

指導課長。

【指導課長】 それでは、日程第4、報告事項6 令和元年度各種学力調査の結果につ

いてを説明させていただきます。資料につきましては、ステープルが左上のもの、資料11でございます。

本年行われました各種の学力調査につきまして、本日、一括して説明させていただければと存じます。まずは1ページ目。こちらは本年4月に行われました品川区の学力定着度調査の結果についてでございます。上段の1から4の項目につきましては、実施の調査日・調査対象などを示させていただきました。上段の5、各教科の平均正答率の結果でございますが、おおむね示されている全国値を上回ってはいるものの、教科を見ますと社会、理科で課題が見られる。この表につきましては、黄色が全国値を上回っているもの、ピンク色で網かけをしているものが下回っているものでございます。ですので、今、申し上げましたように、教科で言うと社会、理科について、また、学年においては8学年に課題が見られるという結果でございました。

今回、分析におきましては、正答数分布の上位層から下位層までを25%刻みで分類した、いわゆる四分位で分析をしたところでございます。また、学習指導要領、区では教育要領でございますが、ここで示された内容は、標準的な時間をかけて学んだ場合、児童・生徒が正答できることを期待した問題数、これを教科の目標値に示し分析をしたものでございます。

「6 教科に関する調査の結果概要」をご覧くださいいただければと存じます。下段の左側でございます。こちらにつきましては、第5学年における国語、算数、社会、理科の結果を示させていただきました。この4教科のいずれにおきましても、C層においてもその半数は目標値に達しているということがわかる結果でございました。例えば、5年生国語でいえば、全体の問題数28問中19問に当たる問題、これが正答してほしいと期待される問題数でございます。また、その半数、目標値に達しているところではいきますと、国語や算数と社会、理科を比較すると、やはり国語、算数に比べると社会、理科は正答数そのものが低いということがわかります。人数分布でいえばA層あるいはB層にかなりの人数が割り振られるところがございますけれども、実際に社会でいきますと、いわゆる正規分布に近い形となっております。

また、下段の右側、7年、8年、9年、この3つの学年の数学を比較したものでございます。こちらは数学の比較でございますが、第7学年に比べますと、第8学年、第9学年は高い正答数をとる生徒の割合が少なくなるという傾向がございました。特に7学年の内容で課題が見られるのは、与えられた式から解決する方法を数学的に説明することが難しい。具体的に言いますと、7は課題の見られる問題例を示したものでございます。こちらは、既に問題出題のところでは、わかったことの中に、最終的に $Y = 4$ 分の X 、この式が示されているところ、この部分が出題の内容でございますが、特に(1)に当たるところはこの式の意味を問うているものでございます。正答数はこれが1に当たるもので、 Y は X に比例するようになりますが、こちらは資料に記載はございませんけれども、正答率におきましてはこちらが38.0%でございました。

それに加えて(2)、こちらは資料右側に示してあるとおり、正答例はこの式を使って、例えば底面になる円の直径が20センチの円錐の周りに飾りをつくることにした。円の直径が20センチの場合、中心角の大きさが何度になるかを求める。実際には、わかったことの中心角の大きさ、直径の長さをあらわす式、 Y を20に代入すると X の値が求められ

ます。これを説明するというものなのですが、正答率は14.1%。これは全国値に比べますとやはり上回っているものの、目標値としては30%。そして無答率がなんと51.4%。ここが課題であると捉えてございます。

先ほどの(1)につきましては、選択肢でございますが、無答であったのは3.8%に比べると、説明することが難しいというところで課題が見られるところがございました。また、この学年以外でも、なぜそのように考えたのか、理由あるいは根拠をもとに説明することに課題が見られるというのは、やはり全体として見られたところでございますので、今後、授業改善等を進めていく必要があると認識しているところでございます。

資料の2ページおよび3ページにつきましては、それぞれの学年の正答数分布を示したものでございます。2ページにつきましては、小学校および義務教育学校の前期課程、3ページは中学校および義務教育学校後期課程の分布を示したものでございます。

続きまして、4ページでございます。ページ番号は資料の右下に示してございます。4ページは、東京都が7月4日に行った都の児童・生徒の学力向上を図るための調査の結果でございます。こちら、1から4は調査内容項目等でございますが、上段の右側、5番に各教科の平均正答率を載せてございます。こちらは、対象が5年生と8年生ということになりますが、5年生におきましても、先ほどの区の学力定着度調査とおおむね同じ結果でございます。この黄色で示しているのは、東京都の結果を上回っているものということでございます。8年生の結果は、区の定着度調査と同様に、やはり社会、理科、英語について課題が見られるところがございました。ですので、5年生の結果はおおむね良好であると私どもは捉えてございますが、8年生については同様の課題が見られたところでございます。

また、6に教科に関する調査の結果概要を示させていただきました。東京都全体の正答数分布と比較した四分位の分析でございますが、5年生ではすべての教科におきまして、いわゆる下位層のD層は20%以下となっている結果でございました。8年生につきましては、国語、数学、英語と比べて社会、理科のA・B層の割合は少ない結果となっているところでございました。

また、課題が見られる問題例として、7番に中学校調査の社会を示させていただきました。こちらは、資料がちよっと小さく見づらくなってございますが、説明文に示された国、その地図、輸出額等の表を使いまして、これらの資料から、実際にはAPECに加盟している国を特定して回答するというものでございました。正答率につきましては16.9%ということでございました。資料に記載がございませんが、東京都全体の調査結果では20.4%ということでございますので、こういった資料をもとにしながら考えるところには課題が見られました。

続きまして、資料をおめくりいただいて5ページでございます。5ページは全国学力・学習状況調査でございます。こちらは、1から4までの調査項目等を示してございますが、6年生、9年生が対象のものでございました。5番の上段右側5番、各教科の平均正答率の結果につきましては、こちらは6年生、9年生とも、都や全国値と同等かそれを上回る結果となっております。また、四分位による分析ではございますが、6年生ではA層が都や国に比べて多くなっているところがございました。また、9年生ではA・B層の合計が都に比べて多いという結果もあわせて確認ができました。6年生、9年生ともにD層が都

や国に比べると分布としては少ないということも見られました。

また、下段の7番、課題の見られる問題例でございますが、こちらにつきましてはグラフが示している意味、実際にこの問題でいきますとPおよびQ、これをY軸に照らしてY座標があらわす意味を問うている問題でございます。こちらにつきましては、やはりグラフが示している意味を正しく解釈することに課題が見られました。

続いて右側の8、学校質問紙、児童・生徒質問紙につきましては、区立学校におきましてICT等を活用した授業が行われているかどうかという調査項目でございます。ICTを活用した授業がほぼ毎日行われている学校が8割以上という結果でございます。また、ICTを授業で活用したいと思うほど正答率が高いという結果、相関も見られました。

こちらについては以上でございます。

最後に6ページ、平成31年度、本年度の全国学力・学習状況調査と前年度実施の各種学力調査との類似設問による経年比較でございます。これは、今年度の全国の学力・学習状況調査と昨年度および都の学力調査をもとにした問題分析についてでございます。小学校国語と中学校英語の問題につきまして、左側の小学校国語につきましては、今年度の全国学力・学習状況調査、これは6年生が対象でございます。昨年度の都の学力調査は5年生が対象で、実際にこれに回答している児童は同じということでございます。

その出題内容としては類似しているものがございました。こちらは、どちらも1文の文意を読みとり2文に分けるというものでございます。昨年度と今年度を比較しますと、正答率はいずれも都や国を上回ってございますが、私どもはこの無答率が減少しているところに着目をして、やはりこの課題が克服されていっている、授業改善も進んでいるというふうに判断できる1つの要因であると考えております。

あわせて右側の英語についてでございます。こちらでも示された会話文の中の1文を指定された条件に応じて構成するというものでございます。昨年度、8年生の段階で区の調査を行ったものから、今年度、第9学年で示されたもの。実際に、今年度の第9学年の英語につきましては、そのうちの1語が示されておりますので難易度は低くなっていると思われませんが、こちらでも正答率が良好なことに加え無答率が減少していることがわかります。

このように、今回の結果の概要あるいは分析を各学校の分析等のロールモデルとして、各学校においても問題分析を進める際、各種学力調査の類似問題等を比較することで児童・生徒の課題あるいは定着度の分析を図り、授業改善に生かしていくことが重要であるとと考えております。

説明は以上でございます。

【教育長】 説明が終わりました。質疑があればお願いしたいと思います。

どうぞ、菅谷職務代理者。

【菅谷教育長職務代理者】 細かいことを言って申しわけないんですが、4ページの一番上の右上のところ、5のほうで、高かったものをピンク色にして、低いほうを……、あ、逆かな。

【指導課長】 高いほうが黄色で低いほうがピンクですね。

【菅谷教育長職務代理者】 そうすると、8年生のここは逆ですね。

【教育長】 黄色ではなくてピンク色の間違いということでご訂正をお願いするというところでよろしいでしょうか。

【菅谷教育長職務代理人】 まあ、1%だから誤差がないかもしれないから、そういうのはあまり気にはしないけれどね。

【指導課長】 失礼いたしました。

【教育長】 少数第1位まで出ておりますので厳密にいきましょう。

【菅谷教育長職務代理人】 もう1ついいですか。

【教育長】 ええ、続けてどうぞ。

【菅谷教育長職務代理人】 この3つの調査はすごく意味があるし、勉強になるし、一番最後のところのように前年にやった子供が似たような問題のときにどうなるかというのは、すごく説得力がありますね。そういう意味で、すごくいいです。

東京都の問題と国の問題というのは変えようがない。私どもが変えられる部分じゃないなという感じがしますので、ここに出てきた表、グラフを見てもすごく面白い。品川区の子供はよく頑張っているなという実態が見えますね。ところが、逆に品川の学力調査を見てみると、問題の難易度をやっぱりもう少し検討したいなというのが出てきます。

なぜかと申しますと、やっぱり正規分布というのが基本だと思うんです。正規分布をしているからいいとか悪いとか判断できる部分があるんですけど、5年生の4つの表を見ていくと、全部、上に傾いてしまっていますね。ということは、上から見ちゃっているから問題が易しんだと、基本的にそういうふうに見えますね。だから、ここはちょっと難しくしないと、品川の子の実態を、いわゆる上位層を識別しにくい部分だと僕は思うんですね。その辺がちょっと課題かな。内容的にはすごくいいんです。そういう問題ではないんだけど、問題のつくりのところは、やっぱりとるほうとしては研究をしなきゃいけないね。

ただ、もう1つ言えるのは、同じ程度の問題でずっと続いたほうがいいじゃないかというデータもありますね。どちらをとるかによって違うと思うんですが、この3つを比較したときにやっぱり全国の問題は僕は易しいんだと思う。品川区の問題もどうかというふうに、ちょっと考えていきたいなと思っています。

【教育長】 問題の難易性作成というご質問だったかと思いますが、ま、質問かどうか。

事務局のほうから何かコメントはございますか。どうぞ、指導課長。

【指導課長】 今、いただきましたご意見等も参考にしながら、今後検討していきたいと思えます。区の調査と都あるいは国とで大きく違うところは、私ども区の調査につきましては前年度の学習内容に限っているというところがございます。ですので、例えば同じ5年生であっても、都でいえば3年生、4年生、もちろん1、2年生で学んだ内容も含まれますので、そういった意味では前年度の学習定着度を見るということでございます。今、今年度で3年目でございますので、例えば、いただきましたところで、この資料にも記載したように、説明をするといったいわゆる発展的な内容になると無答率が増えてしまうところがございます。そういったものもバランスよく配備しながら、その場合には目標値というのが若干変わることになるかと思えますけれども、引き続き児童・生徒の学力の定着状況を測りたいと思えますので、参考にさせていただければと思えます。

以上でございます。

【教育長】 ほかに、いかがですか。

じゃ、富尾委員からも。

【富尾委員】 済みません。1 ページ目のD層の子たち、5年生についてなんですけれども、D層の子たちがかなりいると思うんですが、正答しているかどうかというのは、知識が身についているかどうかというよりも社会的な状況や様々なほかの環境要因もあるかと思います。学校の現場の担任の先生たちから考えて、「このくらいだったできるだろうな」というようなことができなさそうな子というのも実感としてあると思います。大体、D層に限らずですが、子供たちの分布というのは学校の担任の先生から見て「こんなもんなんだろうな」というような分布の仕方なんでしょうか。「もうちょっとできているんじゃないかなと思うけれど、そのときやらなかったのかな」とか、「お休みしていたのかな」とか、そういうような実態とのバラツキというのは、定着度の結果としてはどうなんでしょうか。

【教育長】 指導課長。

【指導課長】 はい。ただいまご指摘いただきましたことは、まさに各学校が児童・生徒の実態で指導に当たってほしいと私どもがお願いをする部分でございます。今、示した資料につきましては、あくまでも区全体の分布の状況でございます。そういったことでは、それと各学校を照らした状態で、ただ、そのときには、やはりできてほしいという子ができていなかった場合、生活指導的な要因も含まれるかもしれませんが、その実態を捉えているのはまさに担任の先生であり学校の先生方でございますので、その結果が振るわなかったことだけで指導するのではなく、そういったことも含みながらその子の成長という観点で指導に当たってほしいと思っております。各学校においてもそう指導するように、また私どもは伝えていきたいと思っております。

【教育長】 大丈夫ですか。

【富尾委員】 はい。

【教育長】 塚田委員、どうぞ。

【塚田委員】 毎年、こういうのを見るんですが、小学生はいいんだけども中学に行くとならなくなっちゃうという傾向が毎年ありますね。これは、中学校の先生がちゃんと教えていないのか、あるいは小学校の優秀な子が受験をして外に出て行ってしまうためなのか、その辺はどうなんですか。

【教育長】 指導課長。

【指導課長】 受験等ということも情報としては耳にするところではございますが、やはり大きくはご指摘いただいたように授業改善の部分であると思います。また来年度から本格実施されますが、学習指導要領あるいは本区でいえば教育要領におきましては、主体的・対話的に深い学びを実現させる。それは、大きくは大学入試の改正および高校教育の改正の観点というのがございます。言ってみれば、小学校におきましては主体的・対話的に深い学びというのは、これまでも多くの先生方が実践している部分だと言われております。ただ、やはり中学校の授業改善でさらにその部分を高めていく。本調査の報告にありますように、いわゆる根拠・理由をもとにしながら説明するであるとか、そういった部分を授業の中で行う。そういった授業改善を行うことで結果として反映されていくのではないかと思います。

以上でございます。

【塚田委員】 もう1点、いいですか。

【教育長】 はい、どうぞ。

【塚田委員】 そうすると、いわゆる義務学ですね。小・中一貫でやっているところと、単独のところと、そういう調査はしていないんですか。

【教育長】 義務学の後期と単独の中学校との比較みたいなところですか。

はい、指導課長。

【指導課長】 現状、私どもは学校間を比較するという目的で行っていないというところでは、それをしていないところではございます。正直、学校間のということも、特に中学校および義務教育学校後期課程同士でやっているという話は聞いておりません。そういった意味では、私どもが三校種体制をしているという観点から言えば、そういった分析も教育委員会としては必要になるかとは思いますが、今後の検討課題にさせていただければと存じます。

【教育長】 小学校のほうでそういう授業展開が既に完成されつつあるんだとすれば、単体の中学校よりも義務教育学校のほうがその流れを継続しやすいのではないかという仮説は成り立つかなとは思いますが、ただ、中学生のほうは教科によっても違いがあるようでございますし、また、学年によっても違いがあるようなので、一概に義務教育学校だからとは言えないのかもしれませんが、それよりも、僕は8年生がほかの学年に比べるとちょっと差があるのかなというあたりが気になったんですけれども、その辺は分析した中で何か傾向みたいなものが出ている状況はございましたか。

指導課長。

【指導課長】 今、直接的な要因がはっきりと出ているところではないんですけれども、そういった意味では、今回私どもが4月に行った区の学力定着度調査と、7月に行われた都の学力調査が、どちらも8年生におきましては同様の結果になってきてございます。そういった観点からすると、いろいろな要因が含まれると思うんですが、そういった意味で、やっぱり先ほどの中学校あるいは後期課程における授業改善をより図っていく。例えば、私どもの定着度調査でいえば、7学年の結果がよいというのは6年生の内容でございます。ですから、8年生で振るっていないというのは、7年生での定着度となります。9年生になると若干回復する教科はございますけれども、そうでもないところがある。ただ、全国の学力・学習状況調査は国語、数学に限ってしまいますけれども、その2つについてはかなりいい結果を示してくるということで、やはり教科で言えば、報告しているとおり社会、理科において課題が見られる。ですから、やっぱりこの辺の授業改善等を図っていく必要があると考えております。

そのほかの要因としては、やはり部活動が中学から始まり、どうしても学校生活の基盤が部活動中心になって、学習していないわけではないと思うんですが、特にメインとして8年生に上がるにつれてその部分は部活の主役になります。9年生になりますと、やはり進学というのが出てきます。そういった意味で学習に対するウェイトというのが各生徒で変わってくることもあろうかと思いますが、実際にこの結果と相関しての分析はしておりませんので、様々な要因としては今のようなことが考えられるという段階で、私のほうで列挙しながら考察しているところでございます。

以上でございます。

【教育長】 いろいろな要因があるんでしょうね。一般的にも学年による生活指導ですか、そういった部分でも差が出てくるという状況もあるでしょうね。また、8年生で

あっても数学だけはどのテストを見ても全国平均を上回っているというデータを見ると、習熟度別学習が徹底して実施されているというあたりの成果はそこでも担保されているんだということが言えるのかもしれませんが。ほかの教科でやっている部分もあるんですけども、理科、社会は依然として課題だと。理科と社会の先生だけが、そういった授業報告・研究をやっていないわけではなくて、教育会でも大変積極的に取り組んでいただいていることはあるんですけどもね。

海沼先生、何かありますか。

【海沼委員】 内容的なことでもなくてもよろしいですか。

この統計は、先生方が出されるのですか。

【教育長】 採点とか集計とか。

【海沼委員】 ええ、採点とか。

【教育長】 指導課長、そのこところはどうですか。

【指導課長】 区の調査につきましては、業者が採点をし、結果が返ってくるものでございます。国においてもそうなのですが、都においては各学校で採点をして結果を出すというものでございます。ただ、都の調査においても採点をして入力すると個表等は全部コンピュータでパソコンで打ち出すというものになりますので、そういう扱いをさせていただきます。

【海沼委員】 先生方は普通のカリキュラムをつくるだけでも大変なのに、こういうものまでやるのは大変だなと思ったものですから。

【教育長】 やはり教員にとっていろいろな手がかりになる重要なデータはあるんですけども、こればかりに追われてしまっは本来の目的からずれてしまいますね。一時期、都の調査でしたっけ、教員が実際に採点とかを協力してやっていた時代もあったと思いますが、今は違うわけですね。

指導課長。あ、採点はやるんでしたっけ。

【指導課長】 都においては、最初は業者採点だったんですが、今は先生方が採点するという自校方式に変わって、それをそのまま継続しているところです。

【教育長】 逆でした。失礼しました。

そのほか、いかがでしょうか。どうぞ、富尾委員。

【富尾委員】 また細かいことになるかもしれないんですけども、2ページに小学校の各学年の習熟度が出ていますが、私はどうしてもこのD層の人たちのことばかりが気になってしまいます。2年生や3年生、低学年で標準的な時間をかけて学んだ場合の期待した問題数に到達しなかった子たちが学習を積み重ねていくというのは、やっぱり難しいんじゃないかなと思います。6年間で卒業しなくちゃいけないという決まりがあるので、そういう子たちを振りかえて指導したりだとか、その間でいかにフォローしたりするかというのは、通常の授業以外でプラスアルファで検討したりということはされているのでしょうか。

【教育長】 指導課長。

【指導課長】 今、ご指摘いただきましたように、例えばこのD層に当たる本当に基礎の定着がまだ不十分であるという場合、授業以外でいきますと、例えば私どもの地域未来塾という、いわゆる放課後学習であれば、こういった課題のある児童に対して個別指導と

いう形の授業もあります。いわゆる授業の中での補習以外でいえばそういったものがあります。あるいは夏季休業に集中して行うということも各学校で取り組んでおります。そういったところを生かしながらというところがございます。

【教育長】 日常的にいわゆる昔で言う残り勉強みたいな形で先生がやるというのは、今、学校の様々な勤務の中ではなかなか難しい状況がありますけれどもね。先ほどあった未来塾はコミュニティスクールの一環としてかかわっていただいているところで、そこである程度そういったフォロー体制ができている部分もありますね。かなり難しいところではあるんですけどもね。

【富尾委員】 そうですね。4分の1から5分の1の子が小学校の学習過程をきちんと学ばないまま卒業してしまうというような状況には、やはりならないほうが良いなというふうに思うので、小学校の課程で学習すべきところはしっかり身につけてほしいと思います。

【塚田委員】 そのまま中学に行ったら、また英語がある。

【教育長】 ご存じのように、繰り返し、繰り返しやっていって定着する部分もあれば、1度の学びで身につく資質もあるのではないかなと思います。いろいろな子がいろいろな形で、定着度合いがそれぞれ千差万別ですから、今は全てとり残さないというSDGsの考え方も示されておりますけれども、それを徹底して義務教育でどこまでできるかというのは、なかなか難しいですね。

私も学校で校長をやっていた頃に、小学校2年生の算数で九九をやるわけですね。それを覚えるというのは一人一人に差が当然あるわけです。覚え方として、一覧表で一段ずつ合格していくというようなやり方をよくやるんですけど、授業ではやりきれないので合格サインを校長先生に見てもらおう。ですから、2年生の子供たちは全員校長室に来て九九をそらんじて言うわけですね。それで、2年生の段階で九九は3月のぎりぎりまでかかって全員覚えて、送り出すことは送り出すんですけども、また忘れてしまったりとか、そういう状況があります。なかなかこの定着という部分に関しては、目指すところは100%なんですけれども、実際問題としては繰り返し、繰り返しということが続いていく形になってしまっていますね。

【富尾委員】 何%だったら許されるという問題でもないと思うんです。だから、やはり小学校課程はしっかりお勉強してくださいというふうには思いますけれども、先ほども申し上げたように、学習の定着だけではなくて、様々な家庭の問題とかいろいろな要因が考えられると思うので、そうした場合には、もう担任の先生や学校の中だけで解決することは既に難しい問題だったりもしているのかなとも思います。そうすると、もともとマンパワーが必要だったりとかということもあって、働き方改革を言っていられないような状況になると思いますし、本当に地域でまとめて頑張るしかないのかなというふうに思います。

【菅谷教育長職務代理者】 ちょっとよろしいですか。

【教育長】 どうぞ。職務代理者。

【菅谷教育長職務代理者】 今、小学校、中学校どこでもそうなんです、一番基本的な問題はそこにあるなと僕は思っているんです。というのは、学年進行型のシステムを明治33年からとっているんです。ということは、いわゆる……。

【教育長】 要は進級ということですね。

【菅谷教育長職務代理者】 進級のベースは、1年間その学年でやったというのが進級なんです。どこまでできたかという問題ではないんです。その前は、どこまでできたから上に上がるという、そういう進行方法をやっていたんですが、それをとらないで1年間いたからと。先ほど委員が言っていたように、6年で終わり中学に行く。落第がないんです。落第という状況というのは、1年間でどここの成績までいかなければもう1度という、そういう発想です。それをとっていないから、どうしてもこういう調査をすれば必ず出てきます。

ただ何%にすればいいとか、そういう問題ではないんです。だから、例えば国語ができなくても算数ができるかもしれない。国語に出てきた試験じゃなくて情操教育のほうができるかもしれない。その辺で子供を見ていかなければいけないなと思います。今の状態で、今から100年も前のシステムに戻るわけにはいかない。けれども、習熟度とかどこまでできたとか、そのための手当てはいっぱいしてあげなきゃいけないなという感じがするんです。先生がおっしゃるように、これからの大きな課題だと思います。

【教育長】 昔から読み書き算盤と申しますけれども、読解力に当たる部分ですとか論理的思考力に当たる部分に該当するだろうと思われる国語とか算数・数学に関しては、子供たちがしっかりと学んでいる様子は平均正答率からある程度見てとれるかなというところがあるので、D層を今後どのようにフォローアップしていくかということもあわせて、これは繰り返し取り組んでいっていただくしかしょうがないのかなという思いがあります。

【菅谷教育長職務代理者】 昔は掛け算の九九ができないと、もう全部だめでしたね。それから先の数学はだめなんです。

【教育長】 算盤ができませんしね。

【菅谷教育長職務代理者】 今は電卓がありますから、ある程度スッとやってできる人も結構いるんです。

【教育長】 考え方ですよ。これからつくっていかなければいけないのは。

【菅谷教育長職務代理者】 だから、今は学習の考え方が大分変わってきているんじゃないかな。一人一人がコンピューターを持ってできるとなると相当違うなと僕は思うんです。数字を見るだけでいやだという人もいますね。

【富尾委員】 そうですね。拒否感がある人もいますね。

【教育長】 多分、この論議はやってもやっても次の課題が出てきてきりがないのではないかと思います。本日の議題といたしましては、一応、調査結果の報告ということでございましたので、どうでしょう、このぐらいでよろしいでしょうか。

【菅谷教育長職務代理者】 はい、了解です。

【教育長】 では、本件も了承いたします。

次は日程第4の報告事項の7、そして報告事項の8 区立学校における台風19号への対応状況についてと、区立図書館における台風19号への対応状況について、この2つの案件は台風19号による各施設の対応状況ということでございますので、続けての説明をお願いしたいと思います。

庶務課長。

【庶務課長】 それでは、私からは区立学校における対応状況についてご報告いたしま

す。資料は12をご覧ください。

台風19号は12日の夕方から13日の早朝にかけて通過するという見込みがございました。そこで、1にも書いてあるとおり、10月10日に庶務課より各学校へ、台風の通過後速やかに現場確認を行い10月13日の日曜日の夕方4時までに被害状況を報告してくださいということでお願いをいたしました。翌14日が体育の日でお休みということもありましたので、この日も使って火曜日の登校に備えたいという思いで、このような方策をとった次第です。

同じように、校長会から各担当の責任者に、台風中の部活動とか大会は延期ないし中止にしてくださいと依頼いたしました。12日は暴風・大雨でしたので、ほとんど中止となったということでございます。13日は、競技によっては午後からやった可能性もあるかもしれないということで、全部の集計はできておりません。

2番のところの被害状況ですけれども、基本的にはここに書いてあるとおり、雨漏り56件がやはり最大であったということです。それから、倒木が3件ということで少なかったですけれども、これは9月に来ました台風15号のときに20本程度倒れてしまったということもあるので、今回は倒木は少なかったということです。

その他といたしましては、そこに書いてあるとおり、若干、体育倉庫が倒れたり、鳥よけネットが若干飛散したというようなこともございましたが、概ね大きな被害はなく、15日には全学校で授業が通常どおり行われたということでございます。

真ん中より下に、参考ということで災害対策本部の動きについて記載させていただきました。避難所として、当初は土曜日の早朝に開設予定としていたものを、台風が早まったということで、義務教育学校5校につきましては金曜日の午後4時に開設をしております。土曜日については、土砂災害ということで御殿山と第三日野小学校を開け、その後、10時半には高潮ということで立会小学校、浜川小学校を開けて、それから目黒川の水位も上がったということで午後3時には第一日野、第四日野小学校も開設したということでございます。

避難者数は合計337世帯、584名の方が避難されました。これがピークの12日の午後10時の段階ですけれども、このような区民の方が避難をされたということでございます。

私からは以上です。

【教育長】 品川図書館長。

【品川図書館長】 それでは、私から区立図書館における台風19号への対応についてご報告いたします。

区立図書館におきましては、月に1度、第2木曜日だけが館内整理日になっておりますので、通常の週末については開館が原則でございました。結果といたしまして、10月12日は全館休館いたしまして、13日は集まった人数で開館ということで、品川図書館だけは9時からの開館が難しかったので、9時に2階のみ開館し、10時以降、順次開館して、午前中には全館オープンというような形をとっております。

3番のところに、その際の対応人数について記載させていただきました。また、他区の状況ですが、12日の土曜日につきましては、1区を除いて全部休館、13日以降も記載のような状況になっております。12日につきましては、3館の部分開館につきましては、

これは避難所を兼ねたような図書館での開館状況でございました。今、全国の状況について国立国会図書館のほうで集約中でございます。

報告は以上です。

【教育長】 報告が終わりました。質疑があればお願いいたします。

今回、15号、19号、21号と3つ続けて来た台風につきましては、それぞれが様々な対応を求められる状況がありまして、特にこの19号は被害も伴ってなかなか大変な状況がございました。品川区は、世田谷区とか大田区とか川崎に比べて直接の被害はなかったんですけども、それでも18の避難所に584名の避難者の方が避難されるということで、大きな不安があったところではございます。また、3連休ということで「学校の授業があるの？ ないの？」という話にはならなかったというのは、教育委員会としてはほっとした部分ではあるんですけども、逆に21号では、特に崖崩れがあったときに避難するために避難所が開設されるかもしれないという状況があって、その部分の対応をどうするかというのは、私どもでも課題ではあったんですけどもね。

区内にお住まいの方も世田谷にお住まいの方もいらっしゃいますけれども、それぞれの感想でも構わないんですが、いかがでしたでしょうか。19号絡み、台風絡みのお話としては何かございますでしょうか。

【菅谷教育長職務代理者】 品川は目黒川も立会川も氾濫しなかったですからよかったですけれどね。ただ、世田谷とか大田はちょっと大変でしたね。

【教育長】 多摩川とか隅田川の河川敷ですとか遊歩道というのは、ある程度水かさが増したときにそれをのみ込むためにあえてつくられているんだというような報道もされておりましたけれども、立会川も昔は結構出たんですが今回は大丈夫だったようですね。

【富尾委員】 ハザードマップで浸水地域に一致したような場所に、区の施設ですとか学校とかは大丈夫なんですか。

【教育長】 もちろん位置している部分はございます。その学校自体は大丈夫で避難所になっているという考え方で、庶務課長、よろしいでしょうか。

【庶務課長】 高潮マップがあって、高潮によりどの地域がどのくらい浸水があるか予測されています。湾岸エリアでは当然浸水地域に学校が入っているということもございます。まず、自分の学校がどういう所に建っているか認識しておくことが重要だと考えています。

【富尾委員】 今回、新幹線がつかってしまった場所がハザードマップでは10メートルのところだったという話も聞いたりしたので、そもそもつくったらいけない場所だったんじゃないかみたいなこともありましたので、やっぱりつくってしまった以上は、そうなったときにどうするかということを常に考えながらいろいろなことをしていかなきゃいけないんだなということを思いました。

【教育長】 そうですね。今、特に標高の低いエリアの学校には地下をつくらないようにするですとか、学校改築においてもそういった体制を想定しながらの建築をやっているところではあるんですけども。

図書館のほうでも対応人数が出ておりますけれども、これはいわゆる窓口の業務委託をしているスタッフの対応という形で考えればいいですか。

図書館長。

【品川図書館長】 そのような窓口対応の人数の状況でございます。通常よりもかなり少ない人数ですが、頑張ってお集まさせていただきました。

【教育長】 なるほどね。公共施設は12日の土曜日には地域センターも含めて、ほぼほぼ全館閉館という形だったんですけども、なるべくオープンにしていこうということで13日からはそういう態勢をとっていただいていたということですね。

計画運休もそうなんですけど、学校は教職員が区外から来ているケースが非常に多いものですから、スタッフがやはり整わないですね。子供たちが来られるようになったとしても教員のほうはまだ集まらない。ですから、学年一斉の授業形態をとらざるを得ないですとか、そういうような形になってしまう可能性はあります。あと、給食の食材が搬入されないですとか、いろいろなことが想定されます。

それでは、ほかに質疑がないようでありましたら、区立学校における台風19号への対応状況について、および区立図書館における台風19号への対応状況についてはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では、本件も了承いたします。

次は日程第4、報告事項の9です。改修工事および特別整理に伴う八潮図書館の休館についての説明をお願いします。

品川図書館長。

【品川図書館長】 それでは、私から改修工事および特別整理に伴う八潮図書館の休館についてご案内申し上げます。

休館機関は令和2年1月24日から1月28日までの5日間でございます。この間に工事と特別整理を同時に行う予定でございます。工事内容は、エレベーターの工事および照明のLED化工事でございます。工事期間中は騒音等が出ますので、周知のほうを気を使って行う予定でございます。また、児童センターと合築でございますので、動線がバッティングしないように工夫をこらすとともに、周知につきましては5にご案内させていただいておりますとおり、様々な媒体でお知らせする予定になっております。

ご連絡は以上です。

【教育長】 説明が終わりました。質疑があればお願いします。

工事が入ったとしても、極力、図書館は開館していこうというスタンスの中で、いろいろと工夫をしてこういう態勢でやるという考えに沿ったものだと考えております。八潮地区の方々というのは、八潮図書館が閉館されてしまうと、なかなか近くに別の図書館がないものですから。ポスト等はあるんですけども。

特にございませんか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では、改修工事および特別整理に伴う八潮図書館の休館についてはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では、本件も了承いたします。

事務局のほうから、その他、何かございますか。

【事務局】 特にございません。

【教育長】 はい。それでは、次に、先ほど決定いたしましたとおり、非公開の会議に移りたいと思いますので、傍聴の方はご退出を願います。

— 了 —